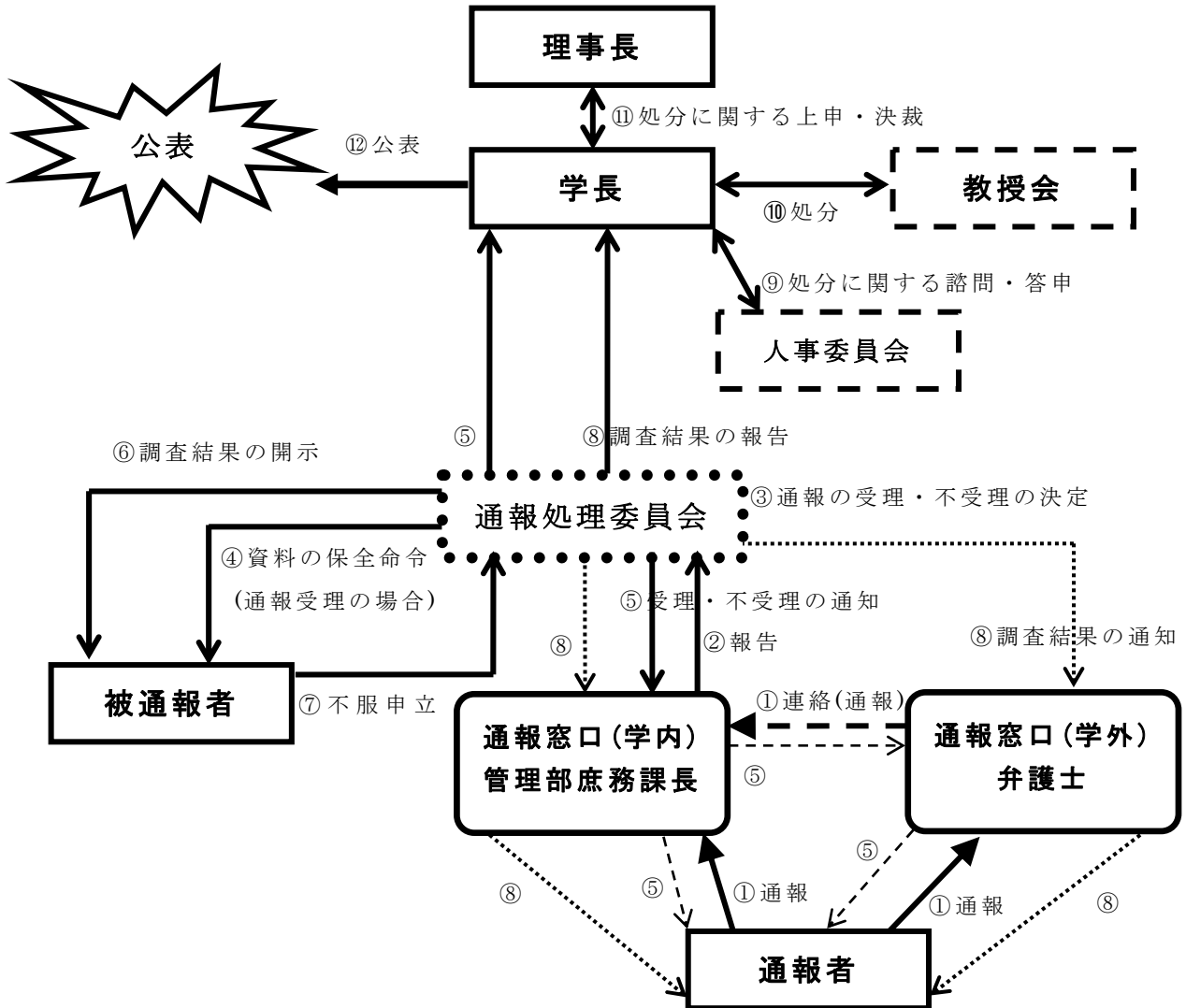


内部通報に係る処理の流れ

通報（告発）窓口に関するフローチャート



- ① 不正を発見したとき又は思料するに至ったとき
- ② 速やかに通報処理委員会委員長に報告
- ③ 通報内容の受理・不受理の決定
- ④ 通報内容の受理を決定したときは、被通報者に対して資料の保全命令
- ⑤ 受理・不受理の決定の通知
- ⑥ 調査結果の開示
- ⑦ 被通報者が、調査の内容の不服に対する不服申し立て
- ⑧ 学長及び通報者に対する調査結果の報告
- ⑨ 不正があったときは、懲戒処分に関して人事委員会に諮問
- ⑩ 処分内容を教授会において審議・決定
- ⑪ 教授会決定を理事長に上申
- ⑫ 処分確定通知を受けた後、これを公表する